

令和7年6月教育委員会定例会 議事録

日時 令和7年6月16日（月）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 7 年 6 月 教育委員会定例会 議事録

開 催 日 時	令和 7 年 6 月 1 6 日（月） 1 4 時 0 0 分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	前川教育長、本田委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員、郷野委員
出 席 職 員	狩野教育政策監、坂口教育次長、安藝教育政策課長、山下働きがい推進室長、岩坪高校教育課長、馬木高校教育課人事管理監、藤井生涯学習課長、岩尾学芸文化課長
開 会	（前川教育長） それでは定刻になりましたので、ただいまから、6 月定例会を開会いたします。ご報告いたします。規則により、岡山英生さんの傍聴を許可いたしました。傍聴人にあつては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いします。 それでは本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は本田委員、郷野委員の両委員にお願いします。
前回議事録承認	次に、5 月定例会の議事録は各委員に送付させていただいておりますが、承認ということによろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり （前川教育長） ありがとうございます。ご異議ないようですので前回の議事録等は承認することといたします。それでは、5 月分の署名をお願いします。5 月分の署名は本田委員と郷野委員よろしくお願いします。 本日提案されている議題等のうち冊子 2 及び冊子 3 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
教 育 長 報 告	（前川教育長） ありがとうございます。ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。 冊子 1 の審議の前に私から報告をさせていただきます。教育長報告資料をご参照ください。「長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」で、臨時代理により処理しました「6 月定例

県議会に提出される議案に対する教育委員会の意見について」であります。

6月16日、本日開会しました6月定例会に上程される議案の中の、教育委員会関係の議案については、お配りしております教育長報告資料1ページにありますとおり、6月9日付けで、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料2ページのとおり臨時代理により、特に意見はない旨回答をいたしました。

議案の内容につきましては、令和7年度6月補正予算、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分、長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例及び令和6年度補正予算の知事専決事項報告にかかるものであり、3～8ページに参考として、資料を付けております。

なお、第74号議案「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」の詳細については、この後担当課長よりご説明申し上げます。以上で私からの報告を終わります。

(藤井生涯学習課長)

6月定例県議会に提出しております第74号議案「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」について補足してご説明いたします。教育長報告資料6ページをご覧ください。

1の改正要旨及び2の改正条例について、令和7年度末をもって長崎県立千々石少年自然の家を県立の青少年教育施設として廃止するとともに、県立青少年教育施設の安定した施設運営を継続するため、関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。

3の改正内容の(1)をご覧ください。県立千々石少年自然の家についてご説明いたします。県立千々石少年自然の家については、令和7年3月の教育委員会でご説明しておりましたとおり、令和7年6月議会において、廃止に伴う条例改正を行うこととしております。

3(2)、7ページの3(3)についてご説明いたします。昨今の物価高騰等の影響により運営経費が増加し、指定管理者の収支が悪化している状況があります。そのため、収支の改善による安定した施設運営の継続を目的とし、休館日を指定管理者の申請に基づき設定可能とすること及び利用料金の承認基準を緩和する改正を併せて行うこととしております。

7ページの4. 施行日については、千々石少年自然の家の廃止及び青少年教育施設の指定管理期間が令和7年度末であることから、令和8年4月1日としたいと考えております。また、千々石少年自然の家の廃止に伴い改正が必要となる教育委員会規則については、県議会において条例改正議決後、改めて教育委員会でお諮りさせていただくことといたします。以上で補足説明を終わります。

質 疑	(前川教育長) ただ今の説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。 ――― な し ―――
冊 子	1
報告事項（１）	(前川教育長) よろしいでしょうか。特にないようであれば、定例教育委員会の冊子１について審議をいたします。まず、報告事項（１）について、説明をお願いします。 (山下働きがい推進室長) 報告事項（１）「学校文書大削減プロジェクト」について、ご説明いたします。冊子１の１ページをお開きください。 １にありますとおり、本プロジェクトの目的は、学校現場の負担となっている業務の１つである文書関係の処理について、その負担軽減を図るため、発出している文書を精査し、メール等で学校へ送付する文書の半減を目指すことです。 ２の現状等ですが、これまでも文書の削減については、各種調査の統合や見直し、グループウェアの活用などに取り組み、以前より文書は減らしてはきましたが、ある県立学校への聞き取りを行ったところ、現在も年間で3,000件を超える文書が学校へきているということで、また、県立学校の多くが、メール等での文書を紙で出力して校内で回覧する形態を取っており、事務室の担当者や教頭、教務主任等の業務負担となっています。そのため、文書の精査と参加や募集依頼等の対応見直しについて、取組を実施することといたしました。 ３の取組の概要についてご説明いたします。イメージ図でご説明しますので、２ページをお開きください。 まず、文書の精査につきましては、上半分の４つの四角にありますように、学校へ送付する文書を、共有の必要性が低く対応しないもの、教育委員会等で留め置くもの、学校内でデータ等で共有を行うもの、学校へ通知するものに精査・仕分けを行います。 次に②についてですが、参加・作品募集チラシ等につきましては、学校へ基本的には送らない、自分たちで送って、自分たちで取りまとめていただくようお願いをしていくということにしております。例えば学校で必要なチラシ等につきましては、学校で判断をして、「これは自分の学校では必要です」ということであれば、配布をしていただいて、そうでないものは配布しないということにしております。 １ページにお戻りください。３番目の取組の概要の丸３つ目ですけれども、先ほどご説明いたしましたように、いまだ学校では紙で回覧をしているということですので、これを機に、ペーパーレス化に努めていただくよう、一緒に取組をしていきたいと思っております。

質 疑	ます。また、併せまして市町教育委員会にも、県の取り組みを示しながら、一緒に取り組んでいけるように協力を呼びかけてまいります。 4番のその他ですけれども、本取組は5月30日付けで通知を発出しまして、6月2日より運用を開始しております。 また、今後進めていくに当たりましては、いろいろ問題が出てくると思いますので、プロジェクトチームを立ち上げて、運用についての課題を検討しながら、改善を図ってまいります。説明は以上でございます。 (前川教育長) ただ今の報告に関するご意見、ご質問等はございませんか。 (芹野委員) 文書の精査について、大きな判断は教育長の方でされるということだと思うのですが、現場での細かい判断は、学校長に委任、請け負うという形になるのかという気がするのですが、そうすると、学校長によって、個人差が著しく出る可能性もあるのではないかと思います。そのあたりの対応はどのように考えてらっしゃいますか。 (山下働きがい推進室長) 委員がおっしゃったように、思い切って見直しをしていかないとなかなか減らないと思うのですが、その点は全市町の校長会に私たちが出向きまして、こういった取り組みを始めるということで説明をさせていただいております。そして、精査等をお願いしているところです。 (郷野委員) 冬の全国の教育委員総会に参加させていただいた折に、山梨県の降旗教育長が皆さんの前で提案されて、すごく画期的な取組だと思って拝見していたのですが、長崎県でもこのように手掛けていただいて、学校現場はすごく助かると思います。文書受付はほぼ事務の方が先に受け付けて、それから校長に上がってくるので、事務の方の共通理解を揃えておくことが大事だと思ったのが1つと、よくポスターとかがいろいろなところから送られてくるのですが、掲示する場所がなくて、私が運営している子育て支援センターでは、全部A4版に縮小したものを壁にそろえて貼るようにしているので、あまり大きいポスターはいらないということが実感としてあります。もしいろいろなところで企画して出されるなら、そういったことも経費削減を兼ねて考えていただけるといいのではないかと思います。
------------	--

報告事項（２）	（山下働きがい推進室長） ありがとうございます。今、委員からご紹介がありましたように、まさにこの取組は、山梨県の取組を参考に実施をさせていただいております。山梨県では削減効果が見られまして、やはり事務職員と教頭の時間削減が一番大きかったということでございますので、先ほど申しましたプロジェクトチームには、この両職に入っただき、現場の声を聞くのが一番だと思っておりますので、お伺いしながら改善はしていきたいと思えます。 それから教育委員会内は当然精査しているのですが、これは県全体の協力が必要だと思えますので、先日部長会で教育長が説明いたしまして、また、全庁に通知を送ってこの取組への協力を求めたところです。 （前川教育長） 今説明ありましたけれども、受ける側の意識も変えないといけないと思うのですが、出す側の意識も変えていただかないといけないので、知事部局への要請を行ったところです。また、課長レベルでも主管課長会議で本取組を説明していきたいと思っております。 先日、政府施策要望で文科省に行ったとき、お話があった前山梨県教育長の降旗さんは文科省に戻られていて、話をしてきたのですが、山梨の取組にいち早く反応して、本格的な取組を行うのは、多分長崎県が最初だろうというお話でした。試験的に一部の学校でという話は来ていたようですが、こうやって教育委員会を挙げて、市町教育委員会を巻き込んで全県的に行うのは本県だけだということでした。ぜひ成果を出せればなと思っております。 他にいかがでしょうか。 ――― な し ――― （前川教育長） それでは、ご意見ないようですので、続きまして報告事項（２）について説明をお願いします。 （馬木高校教育課人事管理監） 冊子１、３ページをご覧ください。報告事項（２）「令和８年度県立学校職員採用選考試験」についてご説明いたします。 今回実施します採用試験は県立学校の「実習助手」「寄宿舍指導員」となります。なお、実習助手の試験ではＡ採用（障害者特別採用選考）とＢ採用に分けて実施いたします。 まず、「実習助手」についてですが、現在、高等学校及び高等部を設置する特別支援学校計６３校に対しまして、２３３名を配置しているところでございます。今年度末は定年年齢延長のため、正規職員の定年退職者はいませんが、再任用職員数や欠員補充職員数を
----------------	--

質 疑	考慮して、B採用では新規採用予定者数を10名としております。今年度の「募集職種」につきましては、資料にお示ししているとおり、A採用では、理科、特別支援、工業、商業を、B採用につきましては理科、特別支援、農業、工業、そして商業の実習助手を募集します。なお、工業については、共通試験で一括して採用を行っています。 また、「寄宿舎指導員」については、現在、寄宿舎を設置する特別支援学校5校に対しまして73名を配置しているところでございます。実習助手と同様に今年度末の正規職員の定年退職者はいませんが、再任用職員数や欠員補充職員数を考慮し、新規採用予定者数を1名としております。4ページをご覧ください。「出願期間」及び「試験日」等については、記載のとおりです。以上、よろしくお願いいたします。 (前川教育長) ただ今の報告に関するご意見、ご質問等はございませんか。 ———— な し ————
報告事項(3) 質 疑	(前川教育長) よろしいでしょうか。それでは、ご意見ないようですので、続きまして報告事項(3)について説明をお願いします。 (岩尾学芸文化課長) 冊子1の5ページをご覧ください。県指定有形文化財「観音寺の観世音菩薩坐像」の返還についてご説明いたします。 平成24年10月に対馬市の観音寺から盗難され、韓国に持ち出された県指定有形文化財「観音寺の観世音菩薩坐像」につきましては、本年1月、韓国の大田地方検察庁から観音寺への返還手続きが行われたのち、浮石寺の求めに応じて、法要のために貸与されておりましたが、去る5月12日、13年ぶりに無事観音寺へ持ち帰り、法要ののち、対馬博物館へ寄託されました。仏像は対馬博物館で、5月16日から6月15日まで特別公開が行われており、公開終了後は燻蒸などの作業を経て、改めて秋ごろから一般公開される予定でございます。 今後も、引き続き、県指定文化財である当該仏像をはじめ、本県の貴重な財産である文化財の保存・活用に努めたいと考えております。説明は以上になります。 (前川教育長) ただ今の報告に関するご意見、ご質問等はございませんか。 ———— な し ————

	(前川教育長) よろしいでしょうか。それでは、ご意見ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 次の議案審議から非公開で行いますので、傍聴人の方及び報道関係者の方は恐れ入りますが退席をお願いいたします。
冊 議 子 2 題	(別紙議事録)
冊 議 子 3 題	(別紙議事録)
	15時40分、本日の会議を終了